

独占禁止法違反に係る活性炭販売業者への損害賠償請求について

令和元年11月22日、公正取引委員会（以下、「公取委」という。）において、地方公共団体が浄水場等で使用する活性炭の販売業者に対し、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号）の規定に基づき排除措置命令及び課徴金納付命令が行われたことから、本広域連合企業団は活性炭の購入及び委託契約に関係した事業者に対し、令和3年7月26日付けで、損害賠償請求通知書を発送いたしました。

1 請求額及び請求対象事業者

公取委による課徴金納付命令の対象物件のうち、本広域連合企業団発注の契約5件に関係する下記7事業者に対し、計665,985,956円の損害賠償を請求する。

※請求対象事業者

本町化学工業株式会社
フタムラ化学株式会社
大阪ガスケミカル株式会社
株式会社クラレ
太平化学産業株式会社
朝日河過材株式会社
セラケム株式会社

2 請求額の算定方法

損害賠償請求額は、談合対象契約時の支払額と談合対象契約以後の単価平均（平成29年度～平成31（令和元）年度）にて得た額の差を損害額として算定した。

3 請求の根拠

民法第709条（不法行為による損害賠償）及び第719条第1項（共同不法行為者の責任）

4 参 考

命令の詳細については「公正取引委員会ホームページ」を参照
https://www.jftc.go.jp/houdou/pressrelease/2019/nov/191122_1.html